

平成28年度改正関係参考資料

(国際課税関係)

「BEPSプロジェクト」を踏まえた多国籍企業情報の報告等に係る制度の整備

【課題】 多国籍企業グループによるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して、適正な課税(移転価格課税^(注))を実現するためには自国企業の国外関連者との取引(関連者間取引)に関する情報を求めるのはもちろんのこと、多国籍企業グループがグローバルに行う取引の全体像を把握する必要。

(注) 移転価格課税とは、国外関連者との取引価格(移転価格)を操作することによる所得の海外移転に対し、その取引が本来の取引価格(独立企業間価格)で行われたものとみなして所得を計算し直し、課税する制度。

【BEPSプロジェクトにおける対応】

経済界のコンプライアンス・コストに配慮しつつ、税務当局のために透明性を高めることを目的として共通様式に基づいた多国籍企業情報の報告等(移転価格に係る文書化)に関するルールを整備。具体的には、多国籍企業グループに対して、①ローカルファイル、②マスターファイル、③国別報告書(CbCレポート)の三種類の文書を共通様式に従って税務当局に提供(または作成・保存)することを義務付けるよう勧告(CbCレポートについては、原則、2016年度から適用開始)。

【日本の対応】 28年度税制改正において、BEPSプロジェクトの勧告を踏まえた多国籍企業情報の報告等に係る制度を整備。

- **ローカルファイル**: 関連者間取引における独立企業間価格を算定するための詳細な情報。独立企業原則の遵守状況を確認し、移転価格課税を行うために使用。
- **マスターファイル**: 多国籍企業グループの組織・財務・事業の概要等、多国籍企業グループの活動の全体像に関する情報。多国籍企業グループ内の重大な移転価格リスクの存在の有無を評価するために使用(連結総収入金額1,000億円未満のグループは対象外)。
- **国別報告書**: 多国籍企業グループの各国別の所得、納税額の配分等、多国籍企業グループの各国別の活動状況に関する情報。多国籍企業グループ内の移転価格リスクの存在の有無を評価するために使用(連結総収入金額1,000億円未満のグループは対象外)。

※原則、親会社が親会社所在地国の税務当局に提出し、当該税務当局が子会社所在地国の税務当局に自動的情報交換で共有する。

ローカルファイル ＜親・子会社が各々作成＞

- ✓ 組織図
- ✓ 経営戦略
- ✓ 主要な競合他社
- ✓ 主要な関連者間取引と取引背景
- ✓ 移転価格算定根拠
- ✓ 財務諸表 等

マスターファイル ＜親会社が作成＞

- ✓ グループの組織図
- ✓ 事業概要
- ✓ 保有する無形資産の情報
- ✓ グループ内金融活動に関する情報
- ✓ グループ全体の財務状況と納税状況

国別報告書 ＜親会社が作成＞

- ✓ 親会社・子会社所在国ごとの多国籍企業グループの下記情報
 - 総収入・所得・税額・資本金等の財務情報
 - 従業員数
 - 有形資産額
 - 主要事業 等

移転価格税制に係る文書化制度の整備の概要

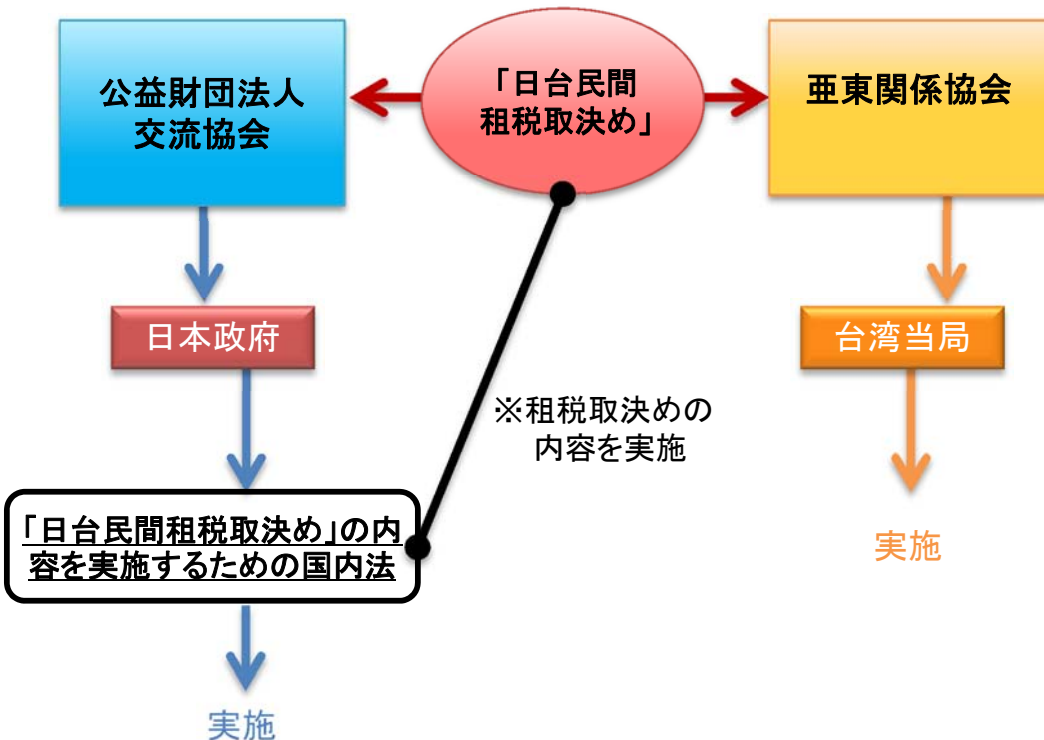
	独立企業間価格を算定するために必要な書類 (ローカルファイル) 【改正】	国別報告事項【新規】	事業概況報告事項 (マスターファイル) 【新規】
目的・文書化すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> 個々の関連者間取引に関する詳細な情報を提供 特定の取引に関する財務情報、比較可能性分析、最適な移転価格算定手法の選定及び適用に関する情報を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ハイレベルな移転価格リスク評価に有用な情報を提供 多国籍企業グループの事業が行われる国ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納付税額等に関する情報を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 税務当局が重要な移転価格リスクを特定できるよう、グループ全体の「青写真」を提供 多国籍企業グループの組織構造、事業の概要、財務状況等に関する情報を記載
作成義務・作成期限	【現 行】 なし 【改正後】 確定申告期限までの作成義務	— (提供義務・提供期限でカバー)	— (提供義務・提供期限でカバー)
当局への提出の態様・提出期限	当局の要請に基づき提出 (45日以内の当局が指定する日。※ローカルファイル以外の関連事項等については、60日以内の当局が指定する日)	【最終親会社等の場合】 ・最終親会社等の決算後1年以内に提供 【最終親会社等が外国法人の場合】 ・原則として提供義務なし(情報交換により入手) ・(限定的な場面で)子会社等に提供義務を課す	最終親会社等の決算後1年以内に提供
提出義務者	調査対象法人	・内国法人である最終親会社等 ・(限定的な場面で)外国法人である最終親会社等の在日子会社(又は在日PEを有する外国法人)	グループの内国法人(又は在日PEを有する外国法人)
適用除外	【現 行】 除外基準なし 【改正後】 一定の少額取引 (前期の取引合計額50億円未満、かつ、無形資産取引合計額3億円未満。※個々の国外関連者毎に判定。)	連結グループ収入1,000億円未満	連結グループ収入1,000億円未満
文書の保存義務・保存年限・保存場所	【現 行】 規定なし 【改正後】 原則として7年間/国内保存	—	—
文書化の実効性の担保策	【現 行】 当局の要請後遅滞なく文書提出がない場合の推定課税等 【改正後】 当局の要請後一定の範囲内の当該職員の指定する日までに文書提出がない場合の推定課税等	30万円以下の罰金	30万円以下の罰金
使用言語	特段指定なし	英語	日本語又は英語
提出方法	紙(電磁的記録を含む。)	電子データ(e-Tax)	電子データ(e-Tax)
適用時期	29.4.1以後開始する事業年度分	28.4.1以後開始する最終親会社等の会計年度分	28.4.1以後開始する最終親会社等の会計年度分

「日台民間租税取決め」に係る国内法の整備

- 日本にとって台湾は、租税条約のない国・地域の中で最大の直接投資相手。日台経済関係は緊密で、日本及び台湾の経済界からは、「租税条約締結」に強い期待。他方、台湾との関係に関する日本の基本的立場は、非政府間の実務関係として維持するというものであり、台湾との間で、国家間の国際約束である租税条約を締結することができない。
- そこで、台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するために、公益財団法人交流協会（日本側）と亜東関係協会（台湾側）との間で「日台民間租税取決め」（日本では国際約束として効力なし）を取り結び、その内容を日本国内で実施するための国内法を整備。

（注）「日台民間租税取決め」については、2013年12月から両協会間で協議を重ね、2015年11月26日に署名された。

租税条約に相当する枠組みの概念図



「日台民間租税取決め」の概要

1. 投資所得に対する課税の軽減

◆日台間で支払われる配当などについて、所得が生じる地域（源泉地）における課税の税率を引下げ。

		配当	利子	使用料
「日台民間租税取決め」		10%	免税（政府、中央銀行等受取り） 10%（その他）	10%
現行	台湾	20%	15%（金融商品）、 20%（その他）	20%
	日本	15%（上場）、 20%（非上場）	15%（金融商品）、 20%（その他）	20%

2. 日台間の課税問題を解決するための枠組み

◆企業が進出先の税務当局から受けた課税について問題が生じた場合に、これを解決する枠組みを創設。【相互協議】

3. 日台間での租税に関する情報交換のための枠組み

◆日台それぞれにおけるより効果的な税務行政の執行のため、租税に関する情報を日台間で交換する枠組みを規定。【情報交換】

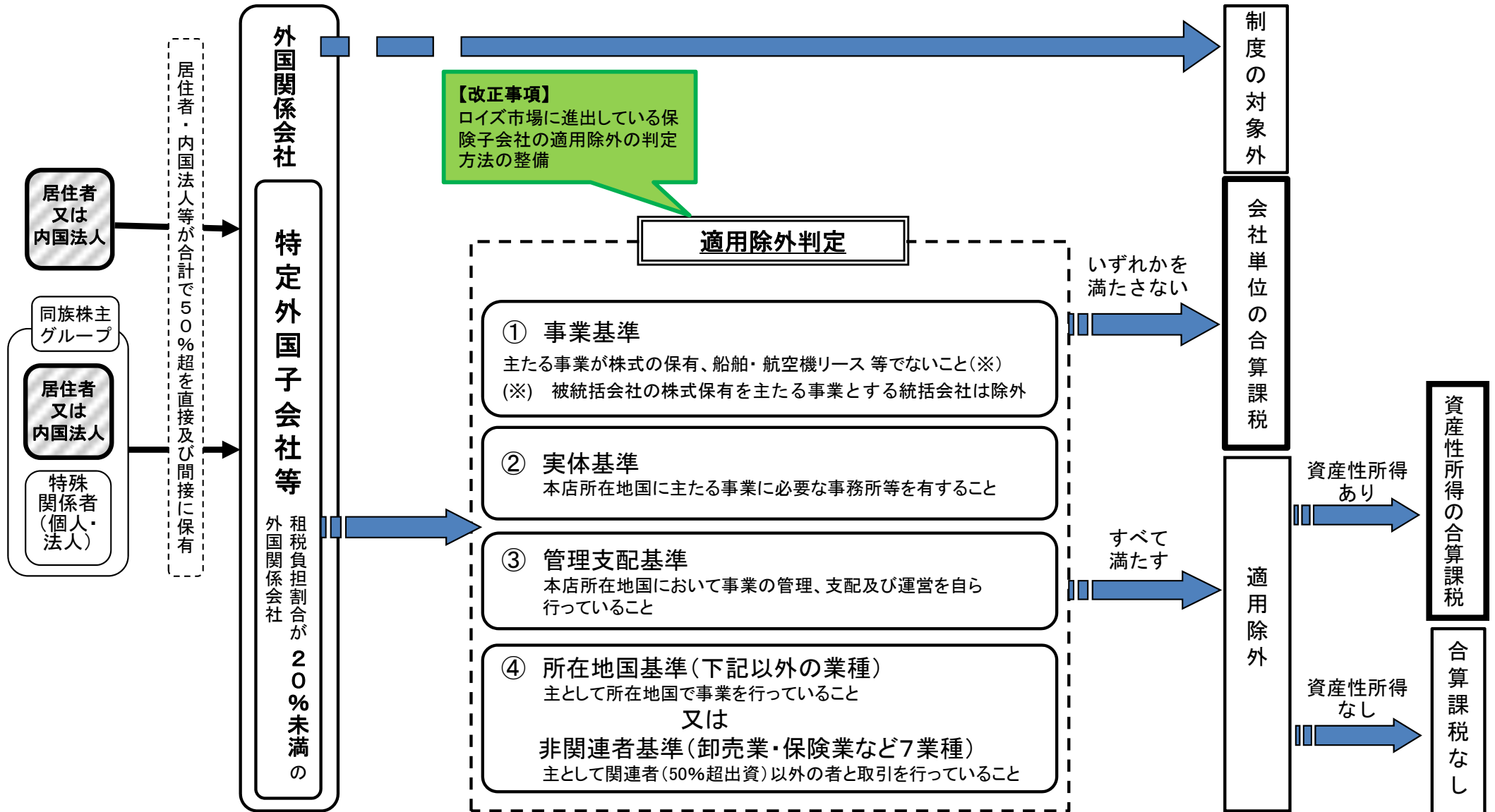
4. 期待される効果

- ◆日台間の健全な投資・経済交流の促進。
- ◆1984年締結の日中租税協定及び2015年8月署名の兩岸（中台）間の二重課税防止等に関する合意と併せて、日台中間のビジネス環境整備が促進される。中国進出を企図する日本企業にもメリットとなる可能性。

外国子会社合算税制に関する見直しの概要

制度の概要

- 日本の外国子会社合算税制は税負担の水準が低い(「20%未満」)外国子会社等の所得に相当する金額について日本企業の所得に合算して課税。
- ただし、適用除外基準のすべてを満たし、かつ、資産性所得を有しない場合には、本税制は適用されない。



外国子会社合算税制に係る適用除外基準の適用方法の整備の概要

【背景】

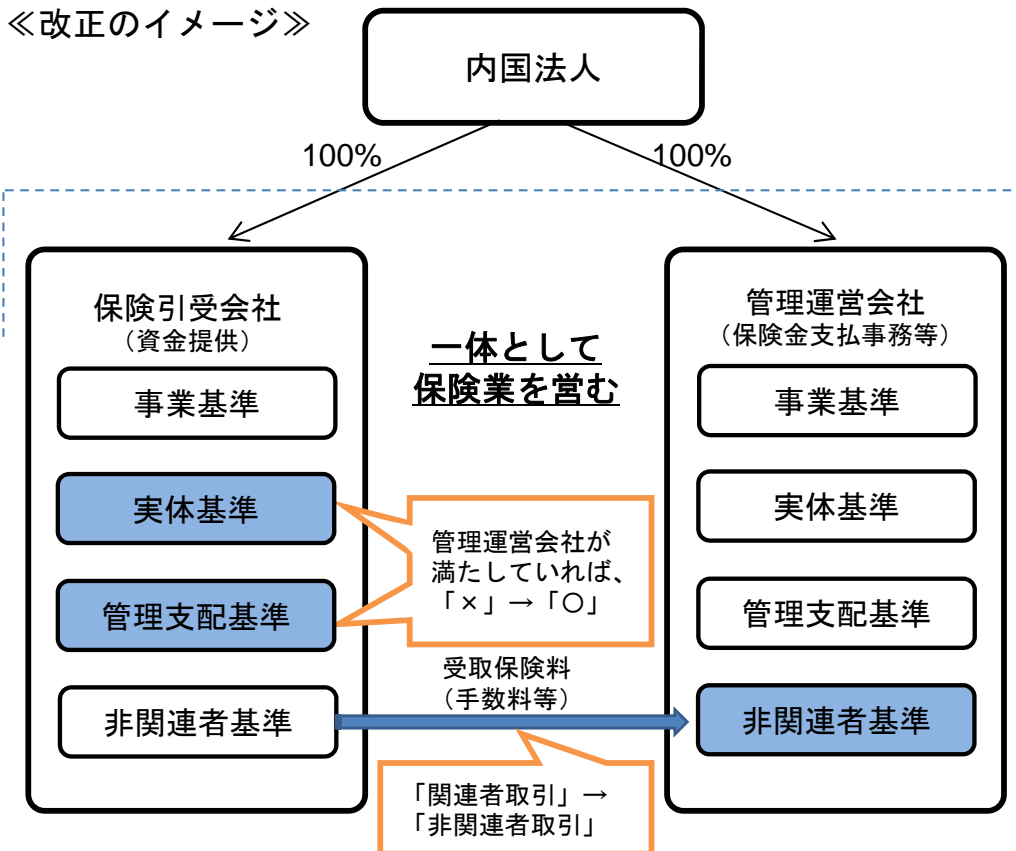
損害保険会社が英国ロイズ市場で事業を行うためには、英国ロイズ法に従った組織形態を採る必要があり、2つの法人（保険引受会社と管理運営会社）を設立しなければならないことされている。このため、英国ロイズ市場で活動する我が国の損害保険会社の英国子会社である保険引受会社と管理運営会社は、法人を区分しない場合には適用除外基準を満たす場合であっても、それぞれの法人で判定する結果、適用除外基準を満たさないこととなり本税制の対象となる。

【改正の概要】

ロイズ市場において保険業を営む特定外国子会社等の適用除外基準の適用方法について、

- ① 保険引受会社の実体基準・管理支配基準の判定上、管理運営会社がこれらの基準を満たしていれば、保険引受会社もこれらの基準を満たしていることとする。
- ② 管理運営会社の非関連者基準の判定上、資金提供会社は非関連者として判定することとする。

《改正のイメージ》



《適用除外基準》

次の基準の全てを満たす場合には、会社単位の合算課税の対象外

① 事業基準

- ・主たる事業が特定事業(株式・債権の保有、工業所有権等の提供又は船舶・航空機の貸付け)でないこと

② 実体基準

- ・本店所在地国に主たる事業に必要な事務所等を有すること

③ 管理支配基準

- ・本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること

④ 非関連者基準 (卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業・航空運送業)

- ・主として関連者(50%超出資等)以外の者と取引を行っていること

平成 27 年度に署名された租税条約の概要

【新 規】

日チリ租税条約（平成 28 年 1 月署名）

- 本条約は、国際的な二重課税を調整するため、両国において課税することができる範囲を明確にする規定等を設けている。また、その締結によって、税務当局間において、両国で生じた課税に関する問題についての協議や租税に関する実効的な情報交換の実施が可能となる。

【投資所得に対する源泉地国課税の限度税率】

配 当	免税：年金基金受取
	5%：持株 25%以上
	15%：その他
利 子	4%：金融機関等受取
	10%：その他（ただし発効後 2 年間は 15%）
使用料	2%：設備等使用
	10%：その他

【改 正】

日インド租税条約（一部改正）（平成 27 年 12 月署名）

- 本改正議定書は、1989 年に発効（2006 年に一部改正が発効）した現行条約の一部を改正するものであり、現行条約の租税に関する情報交換に係る規定を国際標準に沿った規定に改正し、さらに新たに徴収共助の規定を導入するとともに、利子免税の対象となる債権及び機関を改正・追加している。

日ドイツ租税協定（全面改正）（平成 27 年 12 月署名）

- 本協定は、1967 年に締結された現行協定（1980 年及び 1984 年に一部改正）を全面的に改正するものであり、具体的には、事業利得条項の改正、投資所得に対する源泉地国免税の対象の拡大のほか、協定の濫用防止規定、仲裁手続規定及び徴収共助規定の導入並びに租税に関する情報交換の規定の拡充が行われた。

【投資所得に対する源泉地国課税の限度税率】

	改正前	改正後
配 当	10%：日本法人支払配当、 持株 25%以上 15%：その他	免税：持株 25%以上 5%：持株 10%以上 15%：その他
利 子	免税：国債等の利子 10%：その他	原則免税
使用料	10%	免税